

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成31年3月29日
【会社名】	株式会社ニチリン
【英訳名】	NICHIRIN CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 前田 龍一
【本店の所在の場所】	神戸市中央区江戸町98番地1 (同所は登記上の本店所在地で実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。)
【電話番号】	079(252)4151(代表)
【事務連絡者氏名】	上席執行役員財務経理部長 難波 宏成
【最寄りの連絡場所】	兵庫県姫路市別所町佐土1118番地(姫路工場)
【電話番号】	079(252)4151(代表)
【事務連絡者氏名】	上席執行役員財務経理部長 難波 宏成
【縦覧に供する場所】	株式会社ニチリン東京支社 (東京都港区芝浦一丁目3番11号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成31年3月27日開催の当社第135期定時株主総会にて決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成31年3月27日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金25円

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役として、清水良雄氏、前田龍一氏、谷口利員氏、菊元秀樹氏、曾我浩之氏、矢野進氏および鈴木一史氏を選任する。

第3号議案 取締役の報酬総額等改定および取締役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬支給の件

取締役（社外取締役および業務を執行しない取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）の報酬に、固定報酬と業績連動報酬を統合し、年俸制に改め、その報酬総額を年額3億円以内とする。

の報酬総額とは別枠で、譲渡制限付株式報酬制度を導入するものとし、対象取締役に対し、新たに譲渡制限付株式の割当てのための報酬を支給する。対象取締役に対して支給する金銭報酬の総額は年額5,000万円以内とし、本制度により対象取締役に対して発行または処分される普通株式の総数は年50,000株以内とする。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思表示にかかる議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	111,613	2,812	0	(注)1	可決(96.93%)
第2号議案				(注)2	
清水 良雄	106,183	8,242	0		可決(92.22%)
前田 龍一	106,569	7,856	0		可決(92.55%)
谷口 利員	108,152	6,273	0		可決(93.93%)
菊元 秀樹	108,152	6,273	0		可決(93.93%)
曾我 浩之	108,152	6,273	0		可決(93.93%)
矢野 進	106,597	7,828	0		可決(92.58%)
鈴木 一史	102,129	12,296	0		可決(88.70%)
第3号議案	113,702	584	139	(注)1	可決(98.75%)

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成です。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものの集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため当日出席の株主のうち、賛成・反対および棄権の確認ができない議決権の数を加算しておりません。

以上